役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人新生会

（目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人新生会の定款第9条及び第 23条に基づき、評議員及び役員の報酬等の基準額及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条　本規定でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任･解任委員を併せて役員等という。

２　報酬とは、法人と委嘱関係のある役員等の職務執行の対価として支払われるものをいう。

３　費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費や研修費等をいう。

（報酬の支払い範囲）

第３条　役員等が、次の会議へ出席する場合、及び業務を遂行する場合に報酬を支給する。

⑴ 評議員については、評議員会

⑵ 理事については、理事会、評議員会

⑶ 監事については、監事監査、理事会、評議員会、評議員選任解任委員会、法人監査

⑷ 評議員選任・解任委員については、評議員選任・解任委員会

⑸ 役員等が、その任を実行するにあたって理事長が必要と判断した会議、研修会等

⑹ 役員等が、理事長の命を受けて法人業務及び事業運営の為の業務を遂行した場合

（報酬の額）

第４条 役員等の報酬額は、別表のとおりとする。なお、評議員の各年度の総額は、定款第９条において、役員の各年度の総額は、定款第２３条において定めた範囲とする。

（費用の弁償）

第５条 役員等がその職務を行う為に要する費用を弁償する。但し、旅費については旅費規程を準用する。

（支払い方法）

第６条 報酬、費用等は、現金をもって本人に支払う。但し、本人が希望した場合、本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（適用除外）

第７条 法人及び事業所の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

（公表）

第８条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改正）

第９条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

（補則）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
令和２年６月９日から施行する。
令和３年６月１９日から施行する。
令和６年４月１３日から施行する。

(別表１)

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬

(法令による税金を控除後の額)　単位：円

５０ｋｍ圏内	１０，０００
２００ｋｍ圏内	２０，０００
５００ｋｍ圏内	３０，０００
７００ｋｍ圏内	４０，０００
上記超える場合	10,000 円に実費弁償相当額を加算する
Web による出席の場合	一律　１０，０００

(別表２)

評議員及び役員の業務報酬　　(法令による税金を控除後の額)　単位：円／日

評議員及び理事　：　評議員会・理事会出席以外の業務	１０，０００
監事　：　監査業務、指導監査の立会、運営等の指導等	１０，０００

但し、法人本部までの距離が５０ｋｍ圏を超える場合、実費弁償相当額を加算する。

(別表３)

役員報酬表

号	月　額　(円)	号	月　額　(円)
１	０	２３	２９０，０００
２	３０，０００	２４	３００，０００
３	５０，０００	２５	３１０，０００
４	１００，０００	２６	３２０，０００
５	１１０，０００	２７	３３０，０００
６	１２０，０００	２８	３４０，０００
７	１３０，０００	２９	３５０，０００
８	１４０，０００	３０	３６０，０００
９	１５０，０００	３１	３７０，０００
１０	１６０，０００	３２	３８０，０００
１１	１７０，０００	３３	３９０，０００
１２	１８０，０００	３４	４００，０００
１３	１９０，０００	３５	４１０，０００
１４	２００，０００	３６	４２０，０００
１５	２１０，０００	３７	４３０，０００
１６	２２０，０００	３８	４４０，０００
１７	２３０，０００	３９	４５０，０００
１８	２４０，０００	４０	４６０，０００
１９	２５０，０００	４１	４７０，０００
２０	２６０，０００	４２	４８０，０００

21	270,000	43	490,000
22	280,000	44	500,000